

厚木市子ども育成推進委員会公募委員の選考に関する基準

1 選考委員会の設置及び選考委員

厚木市子ども育成推進委員会委員公募要綱のとおり

2 選考数

募集人員2人を選考する。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、公募委員の選考に当たって、次表の評価項目に従い、5段階評価で採点し、その他、年齢、性別、社会的活動の経験及び提出された意見等を総合的に考慮し、協議・決定するものとする。なお、評価点の得点合計が満点の50パーセントに満たない者は選出対象としない。

評価項目	評価点（5段階評価）				
子育て及び子ども・若者に対する理解はあるか。	5	4	3	2	1
子育て経験又は子育て支援の活動実績はあるか。	5	4	3	2	1
厚木市子ども育成推進委員会に対する参加意欲と熱意はあるか。	5	4	3	2	1
社会状況や本市の状況について理解はあるか。	5	4	3	2	1
提出された意見の文章の内容は充実しているか。	5	4	3	2	1

【配点基準】 5点：非常に優れている 4点：優れている 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

4 募集期間及び選考結果

募集期間は、令和7年4月15日から令和7年5月15日までとし、令和7年5月下旬に選考を行い、応募者本人に通知する。

5 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。